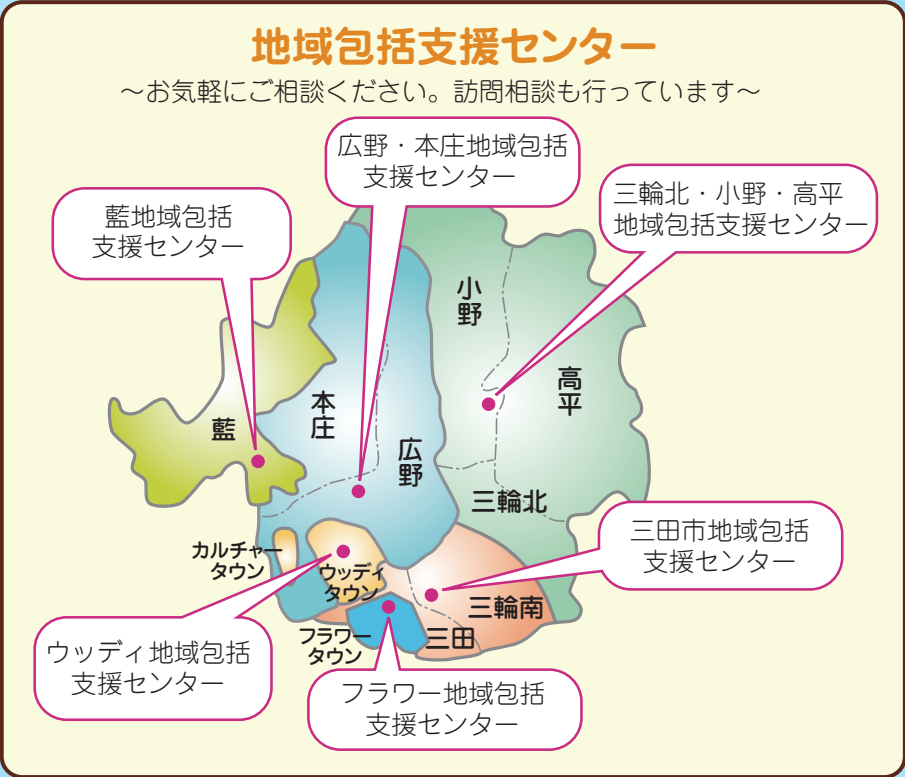


介護保険、保健福祉サービス等の詳細な情報は、下記の窓口までお問い合わせください。

内 容	担当窓口		所 在 地	電話番号・FAX 番号
介護保険の資格・保険料に関すること	介護保険課 資格管理係		三田市三輪 2-1-1 (市役所本庁舎 1 階)	TEL 079-559-5077 FAX 079-563-1447
要介護認定・介護サービスの利用に関すること	介護保険課 認定給付係			TEL 079-559-5078 FAX 079-563-1447
訪問調査に関すること	介護保険課 認定調査担当			TEL 079-556-8242 FAX 079-563-1447
高齢者の生活支援サービスに関すること	高齢者支援課 高齢者福祉係		三田市三輪 2-1-1 (市役所本庁舎 4 階)	TEL 079-559-5070 FAX 079-563-7776
健康づくりに関すること	健康増進課 健康増進係		三田市川除 675 (三田市総合福祉保健センター内 2 階)	TEL 079-559-6155 FAX 079-559-5705
内 容	担当地区	担当窓口	所 在 地	電話番号・FAX 番号
高 齢 者 の 総 合 相 談 窓 口	三田 三輪南 (三輪・松が丘校区)	三田市 地域包括支援 センター	三田市川除 675 (三田市総合福祉保健センター内 2 階)	TEL 079-559-5941 FAX 079-559-5707
	フラワータウン	フラワー 地域包括支援 センター	三田市富士が丘 5-17-3 (ゼフィール三田内 1 階)	TEL 079-553-3600 FAX 079-553-3601
	ウッディタウン カルチャータウン	ウッディ 地域包括支援 センター	三田市けやき台 1-4-1 (ウッディタウン市民センター内 1 階)	TEL 079-553-1077 FAX 079-553-7023
	藍	藍 地域包括支援 センター	三田市下相野 1460-1 (さんすい園内)	TEL 079-568-3900 FAX 079-568-0810
	三輪北 (志手原校区) 小野 高平	三輪北・小野・高平 地域包括支援 センター	三田市小野 1139-1 (サンウエスト内 1 階)	TEL 079-560-3080 FAX 079-560-3071
	広野 本庄	広野・本庄 地域包括支援 センター	三田市東山 897-2 (三田温泉病院内 1 階)	TEL 079-568-5777 FAX 079-568-7555



- 三田市の広報誌でも随時情報をお届けしています。
- 三田市ホームページでも提供しています。

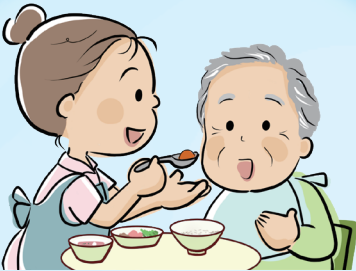
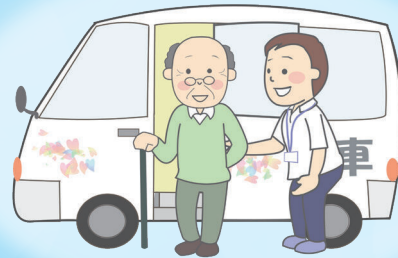


26高支2-028A4

令和8年度改訂版

いつまでも いきいき安心 この三田で

高齢者福祉のガイドブック



介護保険制度

- 制度のあらまし 1ページ
- 被保険者(加入者) 2ページ
- 介護サービス利用までの流れ 3ページ
- 介護サービスの利用のしかた 5ページ

- ①申請
- ②要介護認定
- ③認定の通知
- ④サービスの選択
- ⑤ケアプランの作成
- ⑥サービスの種類
- ⑦利用料の支払い

- 介護保険料の決まり方・納め方 26ページ
- 介護保険制度にかかる税控除について 28ページ
- 介護保険 Q&A 30ページ

保健福祉サービス

- 高齢者に関する総合相談窓口 31ページ
- 福祉事業 32ページ

- ①安心して在宅生活を送るためのサービス
- ②健康・生きがいづくりのためのサービス
- ③在宅で介護されている方へのサービス
- ④その他のサービス・制度

保健事業

- ①健康診査
- ②健康相談
- ③予防接種

権利擁護に関する相談

43ページ

三 田 市

目 次

介護保険制度

制度のあらまし	1
被保険者（加入者）	2
介護サービス利用までの流れ	3
介護サービスの利用のしかた	5
① 申請	
② 要介護認定	
③ 認定の通知	
④ サービスの選択	
⑤ ケアプランの作成	
⑥ サービスの種類	
⑦ 利用料の支払い	
介護保険料の決まり方・納め方	26
介護保険制度にかかる税控除について	28
介護保険 Q&A	30

保健福祉サービス

高齢者に関する総合相談窓口	31
福祉事業	32
① 安心して在宅生活を送るためのサービス	
② 健康・生きがいづくりのためのサービス	
③ 在宅で介護されている方へのサービス	
④ その他のサービス・制度	
保健事業	40
① 健康診査	
② 健康相談	
③ 予防接種	
権利擁護に関する相談	43

介護保険制度のあらまし

❖介護保険とは

高齢者の介護を社会全体で支える制度です。

❖保険者（運営主体）

介護保険の運営は市町村単位で行われており、保険者は三田市となります。

❖被保険者（加入者）

三田市内に住所がある40歳以上の市民です。年齢により2つの区分に分かれます。

- ・第1号被保険者…65歳以上の市民
- ・第2号被保険者…40歳～64歳の医療保険加入者

❖保険給付が受けられる人

日常生活で介護や支援が必要となった人が、市に申請し、要介護又は要支援と認定された場合に保険給付を受けられます。

❖利用者負担の割合

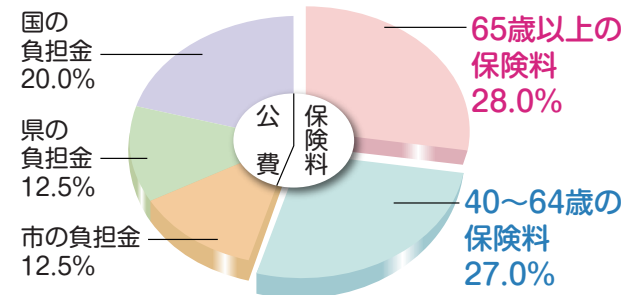
所定の介護サービスや介護予防サービスの利用者負担は、原則として費用の1割（一定以上の所得がある人は2割または3割）となります。利用者負担を除いた残りの費用は、介護保険（三田市）から保険給付として、サービスの事業者へ直接支払われます。

❖保険給付の財源構成

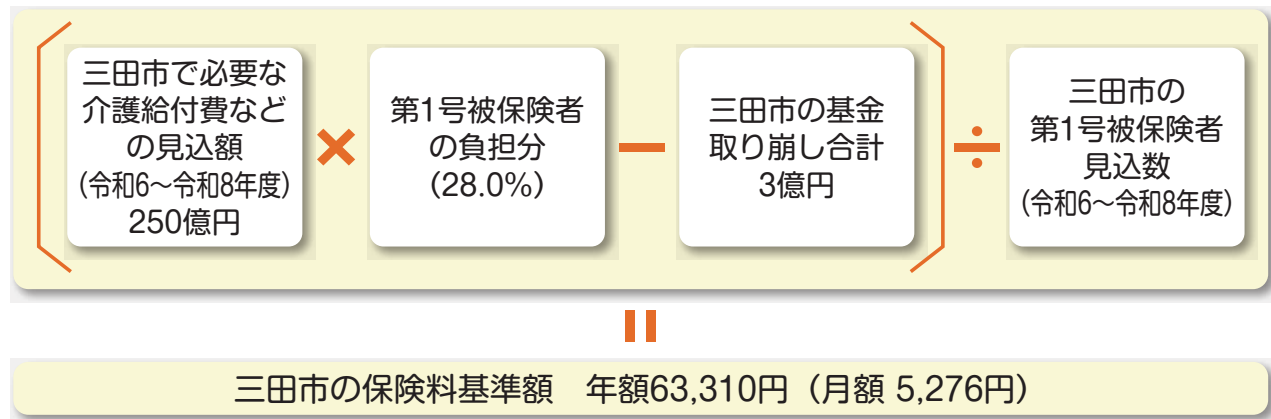
介護保険に必要な費用（保険給付費等）は、半分を公費（国・県・市の負担金）、残り半分を保険料により賄います。

<65歳以上の保険料は28.0%、40～64歳の保険料は27.0%を占めています。>

※介護保険施設及び特定施設の給付については、国の負担金15%、県の負担金17.5%



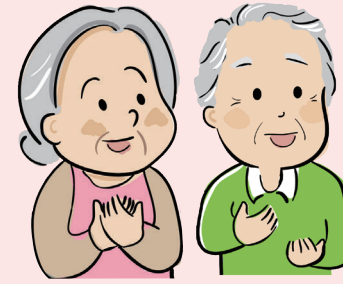
❖第1号被保険者（65歳以上）の保険料基準額の算出方法



※保険料は、3年毎に見直され、運営する市町村によって異なります。

介護保険の被保険者（加入者）

65歳以上は『第1号被保険者』



介護や支援が必要と認定された場合にサービスを利用できます。

（要介護認定→P.5）

※介護が必要となった原因は問われません。

- 65歳以上の人に被保険者証を交付します。
- 40～64歳は、要介護認定を受けた人、交付申請をした人に交付します。
- 次のような場合（介護が必要な状態になった時）に被保険者証を使います。
 - ▶要介護認定の申請
 - ▶介護サービスの計画（ケアプラン）の作成
 - ▶サービスの利用など
- 大切に保管しましょう。



介護保険の被保険者証

届出

次の場合は、市介護保険課まで届出をして下さい。

	必要なもの
市外からの転入で認定を受けていたとき	受給資格証明書
住所や氏名等が変わったとき	被保険者証（※）
市外への転出	被保険者証（※）
死亡	被保険者証（※）
被保険者証をなくしたとき	申請者の本人確認書類

※お持ちの場合は負担割合証、負担限度額認定証

40歳～64歳は『第2号被保険者』



右記の老化が原因とされる病気（特定疾病）で介護や支援が必要と認定された場合にサービスを利用できます。

（要介護認定→P.5）

第2号被保険者の特定疾病とは？

- ①がん（医師の医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靱帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護サービス利用までの流れ



★地域包括支援センターとは

地域住民の健康保持や生活の安定のために必要な事業を一体的に行う、地域の中核的機関です。市が責任主体となり、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士などが配置されます。

- ・介護予防ケアマネジメントの実施
- ・総合相談・支援や他の必要なサービスとの連携
- ・高齢者の虐待防止などの権利擁護のための相談
- ・包括的・継続的ケアマネジメントの実施

1. 要介護認定

1. まず、市の窓口で「申請」をしましょう。(→P.5)

市の介護保険課や最寄りの地域包括支援センターなどで要介護認定の申請をします。

2. どのくらいの介護が必要か審査があります。(→P.6)

訪問調査結果、主治医意見書をもとに一次判定が行われます。さらに認定審査会により二次判定が行われて、要介護度が決定します。(要介護1～5、要支援1・2、非該当)

3. 認定結果が通知されます。(→P.7)

通知の内容を確認しましょう。

2. ケアプランの作成 (→P.8)

「要介護1～5」と認定された人

ケアプランの作成 (ケアマネジメント)

1. 在宅サービス利用の場合

- ①希望する居宅介護支援事業者を選び、申し込みをします。
- ②居宅介護支援事業者のケアマネジャーが、利用者の希望や状態に応じたケアプランを作成します。

2. 施設に入所の場合

- ①施設を選んで入所の申し込みをします。
- ②施設のケアマネジャーが、利用者に合ったケアプランを作成します。

「要支援1・2」と認定された人

介護予防ケアプランの作成 (介護予防ケアマネジメント)

各地区の地域包括支援センター等または、指定介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所のケアマネジャーが利用者に合った介護予防ケアプランを作成します。

※各地域包括支援センターの担当地区は、裏表紙の地図をご確認ください。

非該当の場合 (介護や支援が必要となるおそれのある人)

基本チェックリスト

地域包括支援センターの職員等が実施します。

該当者

地域包括支援センターの職員がサービス利用計画書を作成し、それに基づいてサービスを利用します。

非該当者

一般介護予防事業やその他の介護予防事業が利用できます。

その他

(市では、生活機能が低下して介護や支援が必要となるおそれのある高齢者を随時把握しています)

- ・医療機関などで、介護予防の観点をふまえて行う健診などによって把握
- ・主治医、民生委員などの関係機関からの連絡で把握
- ・本人または家族からの相談

3. サービスの利用

(ケアプランに基づいてサービスを利用します) (→P.9)

介護サービス

在宅サービス (→P.9～P.12)

家庭を訪問するサービス

- 訪問介護 (ホームヘルプ)
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

施設に短期入所するサービス

- 短期入所生活介護 (ショートステイ)
- 短期入所療養介護 (ショートステイ)

地域密着型サービス

- 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
- 認知症対応型通所介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型通所介護

その他のサービス

- 特定施設入居者生活介護
- 特定福祉用具販売
- 福祉用具貸与
- 住宅改修
- 居宅介護支援

施設に日帰りで通うサービス

- 通所介護 (デイサービス)
- 通所リハビリテーション (デイケア)

施設サービス (→p.13)

- 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設 (老人保健施設)
- 介護医療院

介護予防サービス

→P.14～P.17 (3～6か月ごとにサービスの効果を確認し、利用するサービスを見直します)

施設に日帰りで通うサービス

- 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)

施設に短期入所するサービス

- 介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)
- 介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)

その他のサービス

- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防住宅改修
- 介護予防支援

家庭を訪問するサービス

- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

地域密着型サービス

- 介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
- ※要支援1の人は利用できません
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護



総合事業のサービス

通所型サービス (→P.20)

- 介護予防通所介護相当
- 通所型サービス・活動A (高齢者ふれあいデイサービス)※

訪問型サービス (→P.19)

- 介護予防訪問介護相当
- 訪問型サービス・活動A※

※基本チェックリスト該当者は、各サービス・活動Aのみ利用できます。

一般介護予防事業

- いきいき百歳体操
- 健康教室
- 食生活改善支援サービス

その他市が行う介護予防事業

個別相談・訪問の実施などの市が行う介護予防事業を利用できます。

1 まず、市の窓口で「申請」をしましょう。

①申請

申請は市の介護保険課で受け付けます。
また、次の窓口で申請代行等を依頼することもできます。

■ 申請の代行等をする窓口 ■

- 指定居宅介護支援事業者
- 地域包括支援センター (→裏表紙)
- 介護保険施設

※更新の申請

要介護認定には、有効期間（新規の場合は原則12ヵ月）があります。引き続き介護サービスを利用する場合は認定の有効期間が終了する前に更新の申請を行ってください。
また、有効期間内であっても心身の状態が変化したときは認定の見直しの申請ができます。



「申請書」に介護保険の
「被保険者証」を添えて提出しましょう。

※40～64歳の方はご加入の医療保険被保険者証を提示してください。

申請の際には、訪問調査や主治医（介護が必要となった原因の疾病・障害を診断した主治医）について確認します。

訪問調査

- 市、又は市の委託を受けた調査員が自宅等を訪問し、全国共通の調査票で調査をおこないます。



主治医の意見書

- 市は本人の申出による主治医に、意見書の作成を求めます。



コンピュータ判定

- 訪問調査結果・主治医の意見書の一部をコンピュータに入力し、一次判定をおこないます。

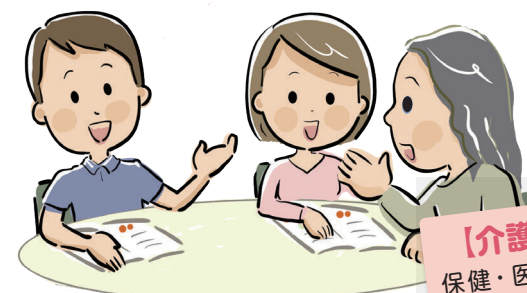


認定

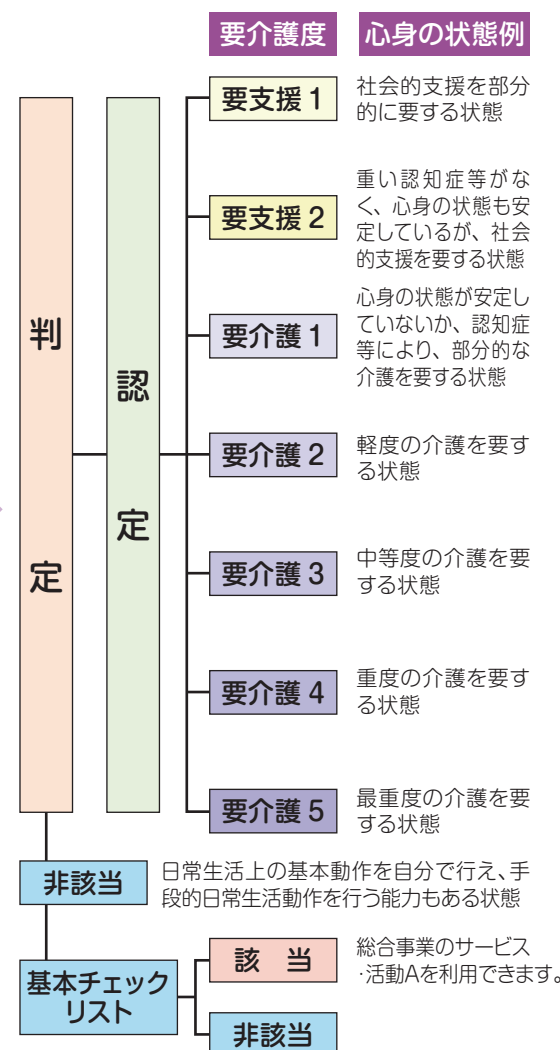
- 介護認定審査会の二次判定にもとづいて、市が要介護度を認定し、本人に通知します。

介護認定審査会

- 一次判定の結果と訪問調査結果・主治医の意見書をもとに、「介護認定審査会」でどのくらいの介護が必要かなどを総合的に審査・判定します。
- 介護が必要な度合い（要介護度）に応じて「要支援1・2」「要介護1～5」の7段階に分かれます。（二次判定）



【介護認定審査会】
保健・医療・福祉の専門家で審査判定が行われます。



※介護保険のサービスは受けられませんが、市が行う介護予防事業を利用できる場合があります。詳しくは地域包括支援センターにご相談ください。

③ 認定の通知

通知の内容を確認しましょう。

※申請してから原則30日以内に認定結果通知書と認定結果が記載された被保険者証が届きます。

「要介護 1」
「要介護 5」 から

と認定された人は
介護サービスを利用できます。

「要支援 1」
「要支援 2」

と認定された人は
介護予防サービスと
総合事業サービスを利用できます。

居宅介護支援事業者とは？

市の指定を受け、介護サービスを利用する人々にとって大切な役割を担います。

主な役割

- 介護を必要とする人や家族からの相談に応じたりアドバイスを行います。
- 申請の事務の代行をします。
- サービス事業者との連絡調整をします。

ケアマネジャーとは？

居宅介護支援事業者に勤務する介護の知識を幅広く持った専門家です。

介護サービスの利用に関する相談や居宅サービス事業者等との連絡・調整を行います。



④ サービスの選択

在宅サービス

<介護サービス>

主に、自宅で介護サービスを利用します。



施設サービス

<介護サービス>

施設に入所してサービスを利用します。
※「要支援 1・2」の人は利用できません。



介護予防サービス・総合事業サービス

主に、自宅で介護予防サービスを利用します。



1 居宅介護支援事業者を選び、自分で(電話等で)直接申し込む。



2 市に『居宅サービス計画作成依頼届出書』を提出する。

(事業者へ提出依頼できます。)



3 ケアプランを作成する。

ケアマネジャーと相談し、どの事業者の、どんなサービスを受けるかなどを選択し、作成された計画内容を確認します。

4 計画にそってサービスを利用する。



1 介護保険施設を選び自分で施設と契約する。

(居宅介護支援事業者に相談できます。)



2 施設のケアマネジャーがケアプランを作成します。届出書の市への提出は必要ありません。



3 計画にそってサービスを利用する。



1 地域包括支援センター等に自分で(電話等で)申し込む。



2 市に『介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書』を提出する。

(各地域包括支援センター等に提出依頼できます。)



3 介護予防ケアプランを作成する。

ケアマネジャーが利用者・家族とともに、目標を設定し、目標を達成するための介護予防サービスを選択し、作成された計画内容を確認します。

4 計画にそってサービスを利用する。



● 介護サービスの利用にあたって

介護サービス事業者等は、利用者やその家族との信頼関係のもと、安心してサービスを受けられるように、介護技術の向上など質の高いサービスの提供に努めることになっています。

一方で、介護現場におけるサービス従業者に対する利用者やその家族等からのハラスメントが問題となっています。

高齢化が進む中、介護人材は不足しており、ハラスメントによる介護職員の離職を防ぐことが、介護サービスの提供の維持につながりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

ハラスメントの具体例(認知症等の病気または障害の症状として現れた言動は除く)

- ・ **身体的暴力** 身体的な力を使って危害を及ぼす(恐れのある)行為
たたく、つねる、物を投げる、つばを吐く など
- ・ **精神的暴力** 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つける行為
大声を出す、威圧的な態度で接する、無視する、理不尽なサービスを要求する など
- ・ **セクシャルハラスメント** 性的な嫌がらせ行為
必要もなく体をさわる、性的な話をする、ヌード写真を見せる など

● 介護サービス事業者と契約するときの注意点

介護サービスは、利用者と地域包括支援センターや個々のサービス提供事業者・介護保険施設との「契約」に基づいて提供されるものです。

利用者と事業者との間のトラブルの多くは、説明不足や理解不足が原因となることが多く、契約時には「具体的なサービス内容」「利用料」「苦情対応窓口」「解約手続き」などをしっかり確認しましょう。「重要事項説明書」や「契約書」の内容について、不明な点があれば、理解できるまで説明を求めましょう。

こんなサービスが 利用できます。

居宅サービスは、要介護度（「要支援1・2」「要介護1～5」）ごとに介護保険で利用できる上限額が決まっています。（→P.21）



要介護1～5の人

⑥ サービスの種類 （P9～11、13～16の「おおむねの自己負担」は1割負担の場合の 自己負担額）

在宅サービス ＜介護サービス＞



要介護1～5

★自宅で利用するサービス

① 訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴・排泄・食事の介護や掃除・洗濯などの家事の援助を行います。

おおむねの自己負担

- *身体介護 517円
(30分以上1時間未満)
- *生活援助 295円
(45分以上)



② 訪問入浴介護

移動入浴車が家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

おおむねの自己負担

- *1回 1,512円



③ 訪問看護

看護師などが家庭を訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

おおむねの自己負担

- (30分以上1時間未満)
- *訪問看護ステーション 897円
- *病院又は診療所 625円



④ 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等の専門家が訪問し、機能訓練を行います。

おおむねの自己負担

- *20分あたり 331円



⑤ 居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養上の管理と指導を行います。

おおむねの自己負担

- *1回 515円



★施設に日帰りであ 通うサービス

⑥ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等で、入浴や食事の提供、日常生活訓練などを行います。

●利用定員が19名以上の通所介護

おおむねの自己負担

- ①7～8時間未満
【要介護1～要介護5】704円～1,331円
- ②その他の主な費用
・食費（1食あたり500円～700円程度）
【利用する施設により異なります。】
・おむつ代 ・教養娯楽費などの実費負担



⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院等で入浴や食事の提供、理学療法士や作業療法士などによる機能訓練を行います。



おおむねの自己負担

- ①7～8時間未満
【要介護1～要介護5】884円～1,601円
- ②その他の主な費用
・食費（1食あたり500円～700円程度）
【利用する施設により異なります。】
・おむつ代 ・教養娯楽費などの実費負担

★施設に短期入所する サービス（ショートステイ）

⑧ 短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の世話をを行います。

おおむねの自己負担

- ①1日【要介護1～要介護5】738円～1,257円
- ②その他の主な費用
・食費 ・滞在費
【世帯の課税状況、利用する施設や居室の状況により異なります。】
・特別な食費、特別な室料
・理美容代などの実費負担



⑨ 短期入所療養介護

介護老人保健施設や療養型医療施設などに短期間入所して、看護・医学的な管理下で日常生活上の世話をを行います。

おおむねの自己負担

- ①1日【要介護1～要介護5】855円～1,590円
- ②その他の主な費用
・食費 ・滞在費
【世帯の課税状況、利用する施設や居室の状況により異なります。】
・特別な食費、特別な室料
・理美容代などの実費負担



こんなサービスが 利用できます。



要介護1～5の人

★地域密着型サービス

高齢者が住みなれた地域で生活を維持するためには、身近な地域ごとにサービスの拠点をつくり、支援していく必要があります。

注

市内にある事業所が提供する地域密着型サービスは、原則として三田市の被保険者のみ利用できます。

⑩認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の高齢者で共同生活を営んでいる入所者に対し介護サービスを行います。

おおむねの自己負担

- ①1日【要介護1～要介護5】946円～1,114円
- ②その他の主な費用
・居室料、光熱水費、食材費、日常生活費など
〔利用する施設により異なります。〕

⑪認知症対応型通所介護

デイサービスセンター等で、認知症の高齢者に対し食事、入浴などの介護サービスを行います。

おおむねの自己負担

- ①7～8時間未満
【要介護1～要介護5】667円～1,820円
- ②その他の主な費用
・食費（1食あたり500円～700円程度）
・おむつ代 など
〔利用する施設により異なります。〕

⑫定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護を行うサービスです。

おおむねの自己負担（月額定額制）

【要介護1～要介護5】7,261円～37,728円

⑬小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護とは、通い（デイサービス）を中心としながら、利用者の必要に応じて利用者宅を訪問（ホームヘルプサービス）したり、ときには宿泊（ショートステイ）もできるサービスです。

- 1事業所の登録定員は29名以下
- 「通い」の利用定員は、登録定員の1/2～18名の範囲内
- 「泊まり」の利用定員は通いの利用定員の1/3～9名の範囲内で、「通い」の利用者に限定

おおむねの自己負担（月額定額制）

【要介護1～要介護5】12,887円～33,528円

※「通い」や「泊まり」のサービスを利用されたときは食事代などの実費が別途かかります。

⑭地域密着型通所介護

デイサービスセンター等で、入浴や食事の提供、日常生活訓練を行います。

- 利用定員が18名以下の小規模通所介護

おおむねの自己負担

- ①7～8時間未満
【要介護1～要介護5】878円～1,529円
- ②その他の主な費用
・食費（1食あたり500円～700円程度）
〔利用する施設により異なります。〕
・おむつ代 ・教養娯楽費などの実費負担

★その他のサービス

⑮特定施設入居者生活介護 (入居定員29人以下の介護専用型は除く)

有料老人ホーム・養護老人ホームやケアハウス等で、介護保険上の事業者指定を受けた施設に入居している要介護者に対し入浴・排泄・食事等の日常生活上のサービスを提供します。

⑯福祉用具貸与・販売

●福祉用具貸与

福祉用具の貸出しを行います。

ただし、特定の要件（※）を満たす人を除き、要介護1の人は下記①から⑦まで、要介護2・3の人は下記⑦については対象外となります。

- ①車いす（付属品を含む）
 - ②特殊寝台（付属品を含む）
 - ③床ずれ防止用具
 - ④体位変換器
 - ⑤認知症老人徘徊感知機器
 - ⑥移動用リフト（つり具の部分を除く）
 - ⑦自動排泄処理装置（交換可能部品を除く）など
- （※）特定の要件については、担当ケアマネジャーにご相談ください。



●特定福祉用具販売

下記の福祉用具の購入費の一部が支給されます。支給の対象となる購入費の上限額は、要介護度に関わらず、年度ごとに一人あたり10万円です。

- ①腰掛便座
- ②自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③排泄予測支援機器
- ④入浴補助用具
- ⑤簡易浴槽
- ⑥移動用リフトのつり具の部分



※特定福祉用具販売事業者以外から購入された場合は支給対象となりません。必ず販売事業者が都道府県の指定を受けているかご確認ください。

●選択制の対象福祉用具

下記の福祉用具は、貸与または販売を選択できます。（→P.18）

- ①固定用スロープ
- ②歩行器（歩行車を除く）
- ③歩行補助つえ（松葉づえを除く）

申請が必要

特定福祉用具の購入や住宅改修の工事費について、介護保険の支給を受けるためには、市への申請が必要です。申請手続きについては、福祉用具の購入や改修工事の実施前に、必ず担当のケアマネジャーもしくは、担当地区の地域包括支援センター（→裏表紙）に相談してください。

⑰住宅改修

手すりの取付けなど、下記の小規模な改修にかかる費用の一部が支給されます。

支給の対象となる改修費用の上限額は、要介護度に関わらず、一人あたり一住居につき20万円までです。

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他これら各工事に付帯して必要となる工事



→市の保健福祉事業による住宅改造と合わせて利用できる場合があります。（→P.32）

こんなサービスが 利用できます。

要介護 1～5 の人

こんなサービスが 利用できます。

要支援 1・2 の人

施設サービス ＜介護サービス＞



要介護 1～5

※「要支援 1・2」の人は利用できません。

※①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、原則要介護 3 以上の人が入所可能ですが、特別な事情がある場合は要介護 1・2 の人も入所できます。

①介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）

食事や排泄などで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。

おおむねの自己負担

- ①1カ月【要介護1～要介護5】 21,402円～37,897円
- ②その他の主な費用 ・食費 ・居住費
〔世帯の課税状況、利用する施設や居室の状況により異なります。〕
- ・特別な食費、特別な室料
- ・日常生活費（理美容代、身の回り品代等）

生活介護が中心におこなわれる施設



施設サービスを利用した場合の費用は？

利用者が実際に支払う費用は、

①介護サービス費用の1割

（一定以上の所得がある人は2割又は3割）

②居住費＋食費＋特別な食費・室料＋日常生活費＋衣類リース料等

①＋②の合計額となります。

金額は施設によって異なりますので、直接各施設へお問い合わせください。

また、居住費・食費については、低所得の人には負担軽減があります。詳しくは→P.23.24をご覧ください。



②介護老人保健施設(老人保健施設)

症状が安定期にあり、入院治療をする必要はないが、在宅での機能訓練や看護・介護を受けることが困難な人が入所します。

おおむねの自己負担

- ①1カ月【要介護1～要介護5】 24,412円～43,817円
- ②その他の主な費用 ・食費 ・居住費
〔世帯の課税状況、利用する施設や居室の状況により異なります。〕
- ・特別な食費、特別な室料
- ・日常生活費（理美容代、身の回り品代等）
- ・衣類リース料等



介護やリハビリが中心におこなわれる施設

③介護医療院

医療と長期の療養が必要な人が入所します。

おおむねの自己負担

- ①1カ月【要介護1～要介護5】 21,494円～46,171円
- ②その他の主な費用 ・食費 ・居住費
〔世帯の課税状況、利用する施設や居室の状況により異なります。〕
- ・特別な食費、特別な室料
- ・日常生活費（理美容代、身の回り品代等）
- ・衣類リース料等

医療と介護を行う長期療養・生活施設

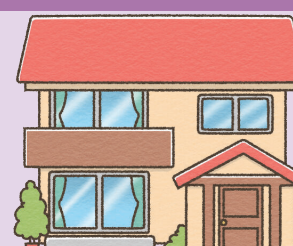


居宅介護支援事業所・介護保険施設等空き状況（三田市）

高齢者福祉施設一覧（兵庫県）



介護予防サービス



要支援 1・2

★自宅で利用するサービス

①介護予防訪問入浴介護

移動入浴車が家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行ないます。

おおむねの自己負担

* 1回 1,022円



②介護予防訪問看護

看護師などが家庭を訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行ないます。

おおむねの自己負担

（30分以上1時間未満）

*訪問看護ステーション

865円

*病院又は診療所

603円



③介護予防訪問 リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等の専門家が訪問し、機能訓練を行ないます。

おおむねの自己負担

* 20分あたり 319円

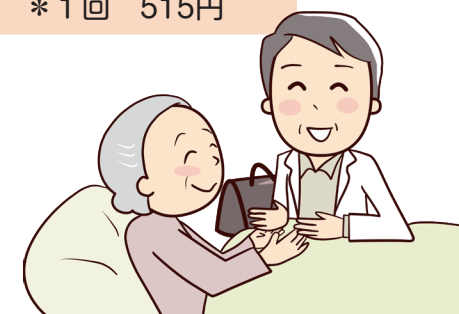


④介護予防 居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養上の管理と指導を行ないます。

おおむねの自己負担

* 1回 515円





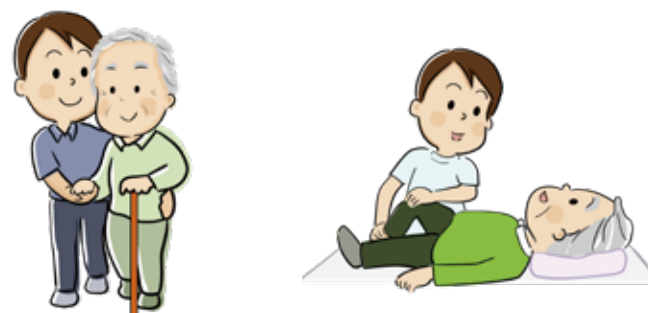
★施設に日帰りで 通うサービス

⑤介護予防通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や病院等で入浴や食事の提供、介護予防を目的としたリハビリテーションや選択的サービスの提供などを行います。

おおむねの自己負担

- ① 1カ月につき 要支援 1 2,633円
要支援 2 4,907円
- ②その他の主な費用
 - ・食費 (1食あたり500円～700円程度)
〔利用する施設により異なります。〕
 - ・おむつ代
 - ・教養娯楽費などの実費負担



★施設に短期入所する サービス(ショートステイ)

⑥介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の世話や介護予防を目的とした機能訓練などを行います。

おおむねの自己負担

- ① 1日 【要支援1～要支援2】 552円～833円
- ②その他の主な費用
 - ・食費 ・滞在費
〔世帯の課税状況、利用する施設や居室の状況により異なります。〕
 - ・特別な食費、特別な室料
 - ・理美容代などの実費負担



⑦介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や療養型医療施設などに短期間入所して、看護・医学的な管理下で日常生活上の世話や介護予防を目的とした機能訓練などを行います。

おおむねの自己負担

- ① 1日 【要支援1～要支援2】 658円～942円
- ②その他の主な費用
 - ・食費 ・滞在費
〔世帯の課税状況、利用する施設や居室の状況により異なります。〕
 - ・特別な食費、特別な室料
 - ・理美容代などの実費負担



★介護予防地域密着型サービス

高齢者が住み慣れた地域で生活を維持するためには、身近な地域ごとにサービスの拠点をづくり、支援していく必要があります。

注

市内にある事業所が提供する地域密着型サービスは、原則として三田市の被保険者のみ利用できます。

⑧介護予防認知症対応型 共同生活介護(グループホーム)

※要支援1の人は利用できません。

認知症の高齢者で共同生活を営んでいる入所者に対し介護サービスを行います。

おおむねの自己負担

- ① 1日 941円～991円
- ②その他の主な費用
 - ・居室料、光熱水費、食材費、日常生活費など
〔利用する施設により異なります。〕

⑨介護予防認知症対応型 通所介護

デイサービスセンター等で、認知症の高齢者に対し食事、入浴などの介護サービスを行います。



おおむねの自己負担

- ① 7～8時間未満
【要支援1～要支援2】 618円～1,226円
- ②その他の主な費用
 - ・食費 (1食あたり500円～700円程度)
 - ・おむつ代 など
〔利用する施設により異なります。〕

⑩介護予防小規模 多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護サービスとは、通い(デイサービス)を中心としながら、利用者の必要に応じて利用者宅を訪問(ホームヘルプサービス)したり、ときには宿泊(ショートステイ)もできるサービスを行います。

- 1事業所の登録定員は29名以下
- 「通い」の利用定員は、登録定員の1/2～18名の範囲内
- 「泊まり」の利用定員は通いの利用定員の1/3～9名の範囲内で、「通い」の利用者に限定

おおむねの自己負担 (月額定額制)

- 要支援 1 4,252円
- 要支援 2 8,591円

※「通い」や「泊まり」のサービスを利用されたときは食事代などの実費が別途かかります。

★その他のサービス

⑪介護予防特定施設入居者生活介護 (入居定員29人以下の介護専用型は除く)

有料老人ホーム・養護老人ホームやケアハウス等で、介護保険上の事業者指定を受けた施設に入居している要介護者に対し入浴・排泄・食事等の日常生活上のサービスを提供します。

⑫介護予防福祉用具貸与・販売

●介護予防福祉用具貸与

歩行補助つえなど、自立支援のための福祉用具の貸出しを行います。

ただし、特定の要件(※)を満たす人を除き、下記の福祉用具は対象外となります。

- ①車いす(付属品を含む)
 - ②特殊寝台(付属品を含む)
 - ③床ずれ防止用具
 - ④体位変換器
 - ⑤認知症老人排泄感知機器
 - ⑥移動用リフト(つり具の部分を除く)
 - ⑦自動排泄処理装置(交換可能部品を除く)
- (※)特定の要件については、担当ケアマネジャーにご相談ください。



●特定介護予防福祉用具販売

下記の福祉用具の購入費の一部が支給されます。支給の対象となる購入費の上限額は、要介護度に関わらず、年度ごとに一人あたり10万円です。

- ①腰掛便座
- ②自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③排泄予測支援機器
- ④入浴補助用具
- ⑤簡易浴槽
- ⑥移動用リフトのつり具の部分



※特定福祉用具販売事業者以外から購入された場合は支給対象となりません。必ず販売事業者が都道府県の指定を受けているかご確認ください。

●選択制の対象福祉用具

下記の福祉用具は、貸与または販売を選択できます。(→P.18)

- ①固定用スロープ
- ②歩行器(歩行車を除く)
- ③歩行補助つえ(松葉づえを除く)



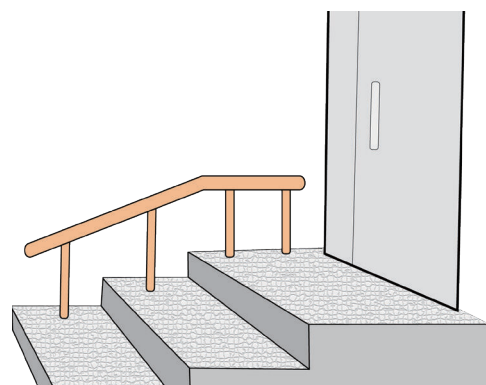
特定福祉用具の購入や住宅改修の工事費について、介護保険の支給を受けるためには、市への申請が必要です。申請手続きについては、福祉用具の購入や改修工事の実施前に、必ず担当のケアマネジャーもしくは、担当地区の地域包括支援センター(→裏表紙)に相談してください。

⑬介護予防住宅改修

手すりの取付けなど、下記の小規模な改修にかかる費用の一部が支給されます。

支給の対象となる改修費用の上限額は、要介護度に関わらず、一人あたり一住居につき20万円までです。

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他これら各工事に付帯して必要となる工事



→市の保健福祉事業による住宅改造と合わせて利用できる場合があります。(→P.32)

◆選択制の対象福祉用具

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売のいずれかを選択できます。

選択制の対象福祉用具の利用を希望する場合は、必ず担当ケアマネジャーまたは担当地区(→裏表紙)の地域包括支援センターに相談してください。

1.スロープ

主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除きます。

2.歩行器

脚部の4脚が全てゴム先の固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除きます。

3.歩行補助つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限り、松葉づえは除きます。

◆選択制対象福祉用具のサービス利用までの流れ

- ①指定福祉用具販売事業者の福祉用具専門相談員又はケアマネジャーもしくは地域包括支援センターに相談します。
- ②メリット及びデメリットを含め十分に説明を受け、貸与か販売かを選択します。

貸与を選択した場合

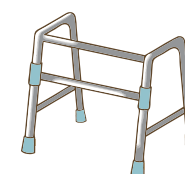


①利用開始時

福祉用具貸与計画(福祉用具専門相談員が作成します。)に沿って、貸与を受けます。

②利用開始後

福祉用具専門相談員が、利用開始後、6月以内に一度、貸与継続の必要性を検討するモニタリングを行うために、居宅を訪問します。



販売を選択した場合



①購入時

特定福祉用具販売計画(福祉用具専門相談員が作成します。)に沿って、福祉用具を購入します。

※福祉用具を購入する際は、販売事業者が福祉用具販売事業者として指定を受けている必要があります。指定事業者以外で購入された場合については支給対象になりません。

②購入後

福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認します。

こんなサービスが 利用できます。

＜要支援1・2の人(基本チェックリスト該当者は、②訪問型サービス・活動Aが利用できます)＞

総合事業サービス



総合事業対象者
要支援 1・2 の人
基本チェックリスト該当者

★訪問型サービス

- ※要支援 1 の人
各サービスあわせて週 1 回程度の利用が可能
- ※要支援 2 の人
各サービスあわせて週 2 回程度の利用が可能



①介護予防訪問介護 相当サービス

※従来の介護予防訪問介護に相当するサービスです。

ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴・排泄・食事の介護や掃除・洗濯などの家事の援助等を行います。

家事援助等については自力で行うことが難しいかどうか

かなどを個別に判断し提供します。



おおむねの自己負担 (1ヵ月につき)

- *週 1 回の利用 1,572円
- *週 2 回の利用 3,140円

②訪問型サービス・活動A (生活支援型)

※委託法人によるサービスです。

市が認めた研修の修了者が家庭を訪問し、本人や家族で困難な掃除・洗濯などの家事の援助等を行います。入浴・排泄・食事の介護は行いません。

- 基本チェックリスト該当者も週 1 回の利用が可能です。

おおむねの自己負担 1 回につき 200円

こんなサービスが 利用できます。

＜要支援1・2の人(基本チェックリスト該当者は、②通所型サービス・活動Aが利用できます)＞

★通所型サービス

※要支援 1 の人：各サービス週 1 回ずつの利用が可能
※要支援 2 の人：各サービスあわせて週 2～3 回の利用が可能

①介護予防通所介護 相当サービス

※従来の介護予防通所介護に相当するサービスです。

デイサービスセンター等で、入浴や食事の提供、介護予防を目的とした選択的サービスの提供などを行います。

おおむねの自己負担

- ① 1 ヶ月につき 要支援 1 2,084円
要支援 2 4,197円
- ②その他の主な費用
 - ・食費 (1食あたり500円～700円程度)
[利用する施設により異なります]
 - ・おむつ代
 - ・教養娯楽費などの実費負担

②通所型サービス・活動A (高齢者ふれあいデイサービス)

※委託法人等が、地域の憩いの場を提供するサービスです。

- 基本チェックリスト該当者も週 1 回の利用が可能です。



おおむねの自己負担

- ① 1 回につき 500円程度
[利用する施設により異なります]
- ②その他の主な費用
 - ・食費 (1食あたり500円～700円程度)
[利用する施設により異なります]
 - ・レクリエーション等にかかる実費費用

★一般介護予防事業

三田市在住の 65 歳以上のすべての人が対象です。

相談窓口：地域包括支援センター

①いきいき百歳体操

高齢者の筋力アップに効果がある体操です。週 1～2 回の頻度で、重りを使い椅子に座ってゆっくり運動をするので無理なくできます。身近なところで仲間と一緒に筋力を鍛えながら、交流の場を広げるところにも大きな意味があります。地域で実施する体操への取組みをお手伝いします。

※グループの立ち上げなど、各地域包括支援センターへご相談ください。

②食生活改善支援サービス

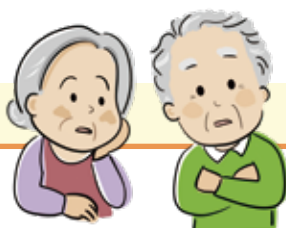
食習慣に課題のある人に対し、栄養士が訪問指導を行います。食生活を良好に保つことで、生活機能の維持向上を図ります。介護認定がある場合、介護サービスの利用が優先されます。



③フレイル予防教室

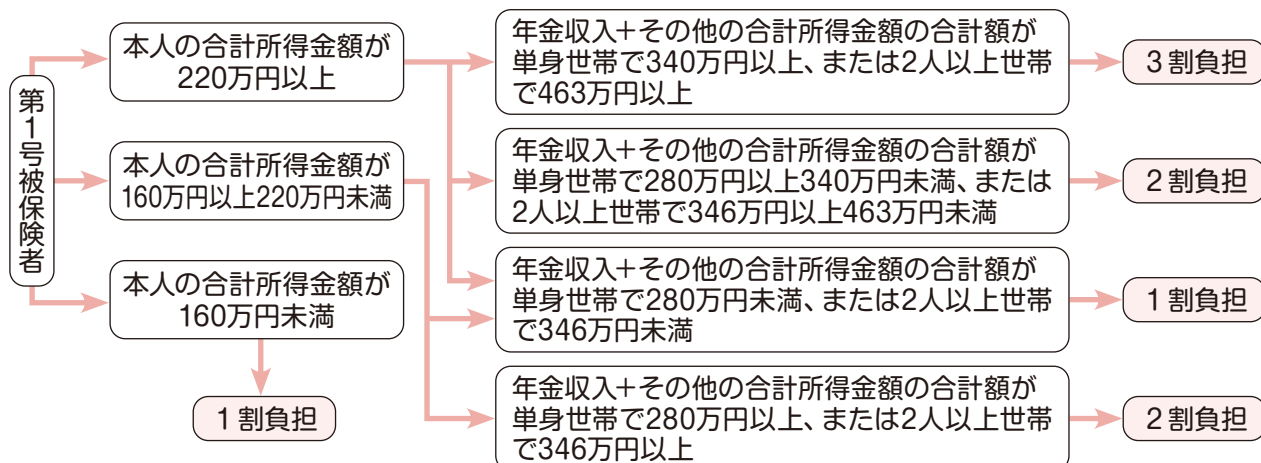
地域住民が行う小地域の集いや老人クラブ等の場に専門職を派遣して、健康づくりのための講話やフレイル予防、認知症予防などのプログラムを実施します。

7 サービスを利用したら…



⑦ 利用料の支払い

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用の1割～3割をサービス業者に支払います。負担割合は、「介護保険負担割合証」でご確認ください。
 なお、負担割合証の有効期間は1年間（8月～翌年7月）で、介護認定を受けている人には毎年交付されます。8月1日からの新しい負担割合証は、7月中旬以降に送付します。



※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、住民税非課税の方、生活保護受給者は、上記にかかわらず1割負担です。

★ サービス費のめやす ★

（※1単位：10円とした場合。三田市は、10円～10.70円の範囲です。）

● 在宅サービス ※保険が適用される限度額

要介護度区分	限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

☆実際の自己負担は、左記の1割（※）となります。
 （※）一定以上の所得のある方は2割又は3割となります。

左記の限度額とは別枠の在宅サービス

●福祉用具販売 1年間（4月～翌年3月） 10万円

●住宅改修 1住居につき（原則） 20万円

●居宅療養管理指導 医師、薬剤師等の区分によって月に利用できる回数・金額が異なります。

☆総合事業の訪問型サービス・活動A、通所型サービス・活動Aは、別枠で定額の利用料が設定されています。

● 施設サービス（下表は自己負担1割の場合）

要介護度区分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院
要介護1	21,402円	24,412円	21,494円
要介護2	37,897円	43,817円	46,171円
要介護3			
要介護4			
要介護5			

※左記の施設サービス費は、利用される施設の居室の形態により異なります。

※1カ月を30日で換算しています。

※左記費用のほか、食費・居住費及び日常生活費等保険外費用が全額自己負担になります。（→P.23）

☆介護老人福祉施設については、「要介護1・2」の人は、原則利用できません。特別な事情がある場合のみ利用できます。

7 サービスを利用したら…

● 自己負担が減額される場合

① 1割（※）の自己負担が高額になった場合

（※）一定以上所得のある人は2割もしくは3割

（高額介護サービス費の支給）

- 同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として、払い戻されます。

<利用者負担の上限> 令和8年8月から 下線部が82万6,500円に変わる予定です。

利用者負担段階区分		上限額（世帯合計）
市民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	課税所得690万円以上（年収約1,160万円以上）	140,100円
	課税所得380万円以上690万円未満（年収約770万円～約1,160万円未満）	93,000円
	課税所得380万円未満（年収約383万円～約770万円未満）	44,400円
世帯の全員が市民税非課税		24,600円
●課税年金収入額+その他の合計所得金額が80.9万円以下の人		15,000円（個人）
●高齢福祉年金の受給者		15,000円（個人）
生活保護の受給者等		15,000円（個人）



★支給対象となった方に「高額介護サービス費支給申請書兼請求書」を送付しますので、お早めにご提出ください。（立替制度も利用できます。→P.25）

★一度申請していただくと、利用者負担が限度額を超えている月については、自動的に計算し、払い戻されるようになります。

② 介護保険と医療保険の利用者負担額が高額になった場合

（高額医療・高額介護合算療養費制度）

- 世帯内の同一の医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度など）の加入者について、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が下記の自己負担限度額を超えた場合、申請によってその超えた金額が支給されます。

<自己負担限度額>

所得（基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の人
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

所得区分	70～74歳の人	後期高齢者医療制度で医療を受ける人
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

サービスを利用したら…

●自己負担が減額される場合

③施設を利用した場合の居住費や食費の軽減

(特定入所者介護サービス費)

- 介護保険施設やショートステイを利用した場合の食費や居住費（部屋代）は利用者の自己負担になります。

しかし、下記の要件にすべて該当する人が「介護保険負担限度額認定証」を施設に提示すると、利用者負担段階に応じた食費や居住費（部屋代）の助成を受けることができます。

- ★要件 次のすべてに該当する人が負担限度額の認定を受けることができます。

- ①利用者本人の属する世帯の全員が住民税非課税であること。
- ②配偶者がいる場合、同一世帯であるかどうかにかかわらず、その配偶者も住民税非課税であること。
- ③利用者負担限度額ごとに設けられた預貯金等の基準額を超えないこと。

- ★利用者負担段階 利用者本人の収入等の状況に応じて、次表のとおり負担段階が決定されます。

利用者負担段階ごとの預貯金等の基準額 (82.65万円)は令和8年8月から

利用者負担段階	利用者本人の収入等の状況	預貯金等の基準額	
		単 身	夫 婦
第1段階	生活保護受給者	なし	なし
	老齢福祉年金受給者	1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	年金収入金額とその他の合計所得金額の合計が80.9万円(82.65万円)以下	650万円以下	1,650万円以下
第3段階①	年金収入金額とその他の合計所得金額の合計が80.9万円(82.65万円)超～120万円以下	550万円以下	1,550万円以下
第3段階②	年金収入金額とその他の合計所得金額の合計が120万円超	500万円以下	1,500万円以下

※1 利用者本人が65歳未満の場合、預貯金等の基準額は単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下となります。

※2 「年金収入金額」とは「課税年金収入額」と「非課税年金収入額」の合計額をいい、「その他の合計所得金額」とは「合計所得金額」から「公的年金等に係る雑所得」を控除した額をいいます。



助成を受けるためには、必要な書類を市に提出し、市から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、施設に認定証を提示する必要があります。

★申請方法

市に「三田市介護保険負担限度額認定申請書」と「利用者とその配偶者の預貯金等の金額が確認できる書類」を持参もしくは郵送により提出してください。
詳しくは、市のホームページをご覧ください。



市ホームページ

★令和7年8月から令和8年7月までの負担限度額（1日あたり）

			基準費用額	負担限度額			
				【 】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食 費			1,445円	300円	390円 【600円】	650円 【1,000円】	1,360円 【1,300円】
居住費	多床室	特 養 等	915円	0円	430円	430円	430円
		老健・医療院等 (室料を徴収する場合)	697円	0円	430円	430円	430円
		老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	437円	0円	430円	430円	430円
	従来型 個室	特 養 等	1,231円	380円	480円	880円	880円
		老健・医療院等	1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円
		ユニット型個室の多床室	1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円
	ユ ニ ッ ト 型 個 室		2,066円	880円	880円	1,370円	1,370円

★令和8年8月から令和9年7月までの負担限度額（1日あたり）

			基準費用額	負担限度額			
				【 】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食 費			1,545円	300円	390円 【600円】	680円 【1,030円】	1,420円 【1,360円】
居住費	多床室	特 養 等	915円	0円	430円	430円	530円
		老健・医療院等 (室料を徴収する場合)	697円	0円	430円	430円	530円
		老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	437円	0円	430円	430円	430円
	従来型 個室	特 養 等	1,231円	380円	480円	880円	980円
		老健・医療院等	1,728円	550円	550円	1,370円	1,470円
		ユニット型個室の多床室	1,728円	550円	550円	1,370円	1,470円
	ユ ニ ッ ト 型 個 室		2,066円	880円	880円	1,370円	1,470円

④ 社会福祉法人の提供する介護サービスを利用する場合、利用者負担額が軽減される場合があります。

☆ 要件

生活保護を受給されている人もしくは住民税非課税世帯で、次の全ての要件に該当する人

- ①前年の収入が単身世帯で150万円以下であること（2人以上の世帯については、世帯員が1人増えるごとに50万円加算した額以下であること）
- ②預貯金等が350万円以下であること（2人以上の世帯については、世帯員が1人増えるごとに100万円加算した額以下であること）
- ③日常生活に供する資産以外に住居や土地等活用できる資産がないこと
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

対象サービス	対象費用	減額割合	
			高齢福祉年金受給者の方
訪問介護 第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（○） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	・1割相当の利用者負担額	1／4を減額	1／2を減額
通所介護 第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（○） 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	・1割相当の利用者負担額 ・食費		
短期入所生活介護（●） 小規模多機能型居宅介護 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（●） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（●） 看護小規模多機能型居宅介護サービス	・1割相当の利用者負担額 ・食費 ・居住費（滞在費）		

- （●）印のサービス 食費及び居住費（滞在費）の軽減は、負担限度額認定を受けている人が対象です。
- （○）自己負担割合が保険給付と同様のものに限りです。
- （注）・要支援の人への介護予防サービスも同様です。
- ・旧措置入所者についても一定の条件を満たしている場合、同様の取扱いがあります。
- ・介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護などの利用者負担額については減額されない場合があります。
- ・要件や申請方法等詳しくは介護保険課までお問い合わせください。

三田市独自の対策もあります。

高額介護サービス費等の立替制度

高額介護サービス費（→P.22）と、福祉用具の販売・住宅改修（→P.12、17）は、利用者が一旦負担した分を申請により払い戻しを受ける制度ですが、市では利用者の一時的な負担を軽減し、安定したサービスの利用を促進するために、サービス提供事業者の協力を得て、上限額、あるいは、1割（一定以上の所得がある方は2割もしくは3割）の支払いだけで済む取り扱いも行っています。

<例> 75,000 円する腰掛便座を購入する場合



①本来なら…

- 75,000円を事業者支払い購入する。
- 市に9割（一定以上の所得がある人は8割又は7割）分を請求。
- 自己負担分を差し引いた67,500円（又は60,000円 [2割]、52,500円 [3割] ☆）が払い戻される。

②三田市の独自策の場合

- 市に申請する。
- 購入の際は1割の7,500円（又は15,000円 [2割]、22,500円 [3割] ☆）を事業者支払う。
- 残り67,500円（又は60,000円 [2割]、52,500円 [3割] ☆）は市から事業者へ支払われる。

☆一定以上の所得がある人の場合、自己負担は2割もしくは3割となります。

申請が必要

介護保険料の決まり方・納め方

大切な保険料を正しく納めましょう。

◆第1号被保険者 65歳以上の保険料

決まり方

- 保険料は一人ひとりにかかります。
- 保険料基準額は3年毎に見直され、三田市における令和6年度から令和8年度までの基準額は、条例で年額63,310円（月額5,276円）と決められています。
- 本人及び世帯員の収入等の状況により、14段階に設定されています。（6月に確定する前年所得をもとに、保険料の段階が決定します。）

<令和8年度>

保険料段階	対象者	料率	年額保険料
第1段階	生活保護受給者・高齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人、世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入と合計所得金額※2の合計が82.65万円以下の人	基準額×0.285（※1）	18,040円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額※2の合計が82.65万円超120万円以下の人	基準額×0.485（※1）	30,700円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額※2の合計が120万円を超える人	基準額×0.685（※1）	43,360円
第4段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額※2の合計が82.65万円以下の人	基準額×0.9	56,970円
第5段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額※2の合計が82.65万円を超える人	基準額	63,310円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が135万円未満の人	基準額×1.2	75,970円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が135万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	82,300円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	94,960円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.7	107,620円
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上600万円未満の人	基準額×1.9	120,280円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×2.1	132,950円
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.2	139,280円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額×2.3	145,610円
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の人	基準額×2.4	151,940円

◆合計所得金額…収入額から経費を差し引いたもので、年金収入のみの場合「年金収入額－公的年金控除額」となります。繰越損失がある人は、損失分を差し引く前の金額です。また、介護保険料の算定においては、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額を合計所得金額とします。

◆世帯…原則として、4月1日現在の住民票における世帯。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や65歳到達で第1号被保険者になった場合は、当該年度はそれぞれ、転入日・到達日現在での世帯となります。

- （※1）：公費による負担軽減強化の継続により、第1～3段階に該当する人を対象に保険料を軽減しています。
- （※2）：第1～5段階に該当する人は、合計所得金額から公的年金等の所得金額を控除します。また、平成30年度税制改正に伴う給与所得控除、公的年金等控除の引き下げによる影響を考慮し、調整します。

令和8年度介護保険料に限り、給与収入が55.1万円以上190万円未満の人については令和7年度税制改正前の算定に基づく合計所得金額及び住民税課税状況の判定を用います。ただし令和7年度住民税が非課税の人は、上記の対象であっても住民税の課税状況は令和7年度税制改正後の算定によるものを用います（特例減免）。

介護保険制度にかかる 税控除について

介護保険制度にかかる税控除
には次のものがあります。

年金が年額18万円以上の方

特別徴収

- 納め方** ●年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※年金が年額18万円以上の人でも普通徴収になる場合があります。（→P.30）

年金が年額18万円未満の方

普通徴収

- 納め方** ●口座振替、納付書などで個別に市へ納めます。（7月～翌年3月の年9回）

○年度途中で異動（65歳到達、転出入等により資格取得）がある場合は月割り計算します。

①65歳到達の場合

・40～64歳までは加入している健康保険で医療分・介護分あわせての納付でしたが、65歳になる月（1日が誕生日の場合はその前月）分からは、お住まいの市町村（三田市）が介護保険料を決定し、三田市に納めていただくことになります。なお、64歳までの保険料（介護分）と重複することはありません。

②転入の場合

・保険料は市町村ごとに異なりますので、転入後の保険料を三田市で決定し、三田市に納めていただくことになります。転入された月は転入先の市町村で保険料がかかります。なお、転入された場合は、転入前の市町村で特別徴収になっていた人も含め、全員が当面の間、普通徴収となります。また、転入前の市町村で過払いになった保険料は、後日、転入前の市町村から本人に還付されます。

▶いずれの場合も、異動した月以降の月割りした年間保険料は、その翌月以降にご案内します。

保険料の納付が遅れた場合

保険料の納付が遅れると、別に延滞金がかかったり、災害など特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じて下記の措置がとられます。また差し押さえなどの滞納処分の対象にもなりますので、納付が困難な場合は早めにご相談ください。

- 1年以上滞納した場合…サービス費用の全額をいったん利用者が負担することになります。（保険給付分の払い戻しを受けるには申請が必要）
- 1年6カ月以上滞納した場合…サービス費用の全額をいったん利用者が負担し、保険給付分の払い戻し申請後も給付の一部または全部が一時差し止められ、なお滞納が続く場合は滞納保険料に充当されます。
- 2年以上滞納した場合…滞納期間及び金額に応じて一定期間利用者負担が3割（一定以上所得のある方は4割）に引き上げられます。高額介護サービス費等の支給も受けられなくなります。

◆第2号被保険者 40～64歳の保険料

★医療保険料（税）に上乗せした形で納めます。 ★加入している医療保険ごとの算定方法で決まります。

職場の健康保険に加入している方

- 納め方** ●医療分と介護分を合わせて1つの健康保険料として、給料から差し引かれます。

- 決まり方** ●加入している医療保険の算定方法によって決まります。（詳しくは加入している医療保険者、勤務先の事業所等にお問い合わせください）

※40～64歳の被扶養者の人は原則として個別に保険料を納める必要はありません。

三田市の国民健康保険に加入している方

- 納め方** ●医療分と介護分を合わせて、1つの国民健康保険税として世帯主が納めます。

- 決まり方** ●所得等に応じて決まります。（詳しくは、国保医療課にお問い合わせください。）

電話 079-559-5050

◆介護保険料は社会保険料控除対象です

65歳以上の人の介護保険料は、社会保険料控除の対象となります。毎年、1月末頃に前年1月から12月までの納付額をお知らせする「納付確認書」を送付しますので申告等にご活用ください。

ただし、特別徴収（年金からの天引き）で納付した保険料については、年金受給者ご本人の申告にのみ控除として含めることができます。

40歳から64歳までの保険料は、医療保険に含まれていますので、加入している医療保険料（国民健康保険や勤務先の医療保険）として申告してください。

◆医療費控除となる介護サービス費について

1. 施設サービス

介護老人保健施設と介護医療院については、施設サービス費・食費・居住費として支払った額が医療費控除の対象となります。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、施設サービス費・食費・居住費として支払った額の2分の1に相当する金額が対象となります。

2. 在宅サービス

(1) 次の医療系サービスについては、医療費控除の対象となります。

- ①訪問看護・介護予防訪問看護
- ②訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- ③居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導（医師等による管理指導）
- ④通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（医療機関でのデイサービス）
- ⑤短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
- ⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限ります。）
- ⑦看護小規模多機能型居宅介護サービス（上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。）に限ります。）

(2) 福祉系サービスのうち、次のものについては、(1)の医療系サービスと併せて利用する場合に限り、医療費控除の対象となります。

- ①訪問介護（生活援助中心型は対象外）、総合事業介護予防訪問介護
- ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
- ③通所介護、総合事業介護予防通所介護
- ④地域密着型通所介護
- ⑤認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
- ⑥短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
- ⑦小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑧夜間対応型訪問介護
- ⑨定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限ります。）
- ⑩看護小規模多機能型居宅介護サービス（上記(1)の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。）に限ります。）





- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修等は医療費控除の対象外です。
- 医療費控除の申告には、「医療費控除の明細書」が必要です。
- 高額介護サービス費として払戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額を計算することとなります。
- 医療費控除の対象となる額については、領収書で確認してください。

❖おむつ代の医療費控除について

おむつ代の医療費控除の申告については、おむつ代の領収書とともに医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、下記の条件にあてはまる人には三田市から「確認書」を発行し、「おむつ使用証明書」に代えることができます。

○おむつ代の医療費控除を受けるのが1年目の人

1. おむつを使用した年（令和6年以降）に要介護認定を受けており、その有効期間が6か月以上ある人。

※複数の要介護認定があり、かつ有効期間（おむつを使用した年以降のものに限る。）が連続している場合は合算して6か月以上ある人

2. 1の主治医意見書において以下の要件をすべて満たすこと

- ①「障害高齢者の日常生活自立度」が B1、B2、C1、若しくは C2（寝たきり）
- ②「カテーテルを使用」または尿失禁が「現在あるかまたは今後発生の可能性が高い」

○おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人

1. おむつを使用した年に主治医意見書（おむつを使用した年に主治医意見書が作成されていない場合は、その年に受けている要介護認定（有効期間が13か月以上のものに限る。）の審査に当たり作成されたもの）が作成されていること。

2. 1の主治医意見書において、上記2の①および②を確認できること。

■確認書の発行には申請が必要です。確認書が発行できない場合もありますので詳しくは介護保険課までお問い合わせください。

❖障害者控除の対象者について

要介護認定を受けている人は、障害者手帳の交付を受けていない場合でも、障害者控除の対象になる場合があります。

手続き等、詳しくは介護保険課（電話 079-559-5078）までお問い合わせください。



介護保険



おもな疑問に
対する回答です。

①保険料について

Q 介護保険料は年金から天引きされると聞いていたが、納付書が届いたのですが？

- A 下記の場合に該当する人は、特別徴収（年金天引き）ではなく、普通徴収（納付書払い）になります。
- (1) 年金が年額18万円未満の方（1種類で18万円以上ないと天引きできません。）
 - (2) 老齢福祉年金・恩給等天引き対象とならない年金のみ受給の方
 - (3) 年度途中で65歳（第1号被保険者）になられた人
 - (4) 年度途中で他市町村から転入された人
 - (5) 4月の時点で天引き対象の年金を受けていない人
 - (6) 年金が一時差し止めになった人 など

本来天引きとなる資格のある人で、(3) (4) (5) に該当する人は、それぞれの条件に該当した時期によって翌年4月から10月までの間に特別徴収に切り替わります。

Q 現在、介護保険料は年金から天引きされていますが、納付書払いに変更できますか？

- A 介護保険料は、任意に年金天引きから納付書払いに変更することはできません。

②介護（予防）サービスについて

Q 認定申請をしたのですがいつからサービスを利用できますか？

- A 要介護（要支援）認定の有効期間内に使った介護（予防）サービスについては、保険給付の対象になります。新規認定の場合、要介護（要支援）認定は申請日から有効となりますので、申請日以降であれば認定結果が届く前に、介護（予防）サービスを使い始めることもできます。ただし、認定の結果が非該当となった場合や、上限額を超えて利用したサービスについては、全額自己負担となりますので、申請時に相談してください。

Q 受けたサービスに不服や苦情がある場合は？

- A まずはサービス事業者とよくご相談ください。それでも解決できない場合は介護保険課（電話079-559-5078）、ケアマネジャーのいる居宅介護支援事業者、兵庫県国保連合会介護サービス苦情相談窓口（電話078-332-5617）にご相談ください。

③認定について

Q 三田市で認定を受けていたが、他市町村へ転出した場合、認定を受けなおす必要はありますか？

- A 三田市で交付する受給資格証明書（認定結果の証明書）をもって転出先の市町村に届け出れば、三田市で受けていた要介護度を引き継ぐことができます。

Q 認定結果に不満があるときは？

- A 介護認定内容に不服がある場合は、県に設置される「介護保険審査会」に不服申し立てができます。まず、市介護保険課にご相談ください。

④介護サービスの事業所について

Q 介護サービスの事業所を選びたいのですがどうすればよいのでしょうか？

- A 介護サービスの事業所については、インターネットで次の情報が提供されています。

ワムネット（WAM NET）

ワムネット（WAM NET）は、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイトです。ネットワーク上で、全国のサービス事業者の詳細情報等を検索することができます。

ホームページアドレス= <https://www.wam.go.jp/>

介護サービス情報公表システム

介護サービス情報公表システムは厚生労働省が介護サービスや事業所・施設を比較検討して利用者が適切に選ぶための情報を提供しています。公開されている情報は事業所の職員体制や利用料金等の「基本情報」と介護サービス事業所のサービス内容、運営内容等の「運営情報」の2種類があります。

ホームページアドレス= <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

高齢者に関する 総合相談窓口



1

安心して在宅生活を送るための サービス

高齢者が安心して毎日の生活を送ることができるよう、生活支援を目的としたサービスを提供します。

日常生活の援助が必要なときに（福祉事業）

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、三田市からの委託を受けた公的な総合相談窓口です。相談員と看護師・保健師が高齢者やその家族の地域での生活を応援します。

（相談無料。プライバシーは厳守します。）

お気軽にご相談ください （総合相談支援事業）

- 日常生活でお困りのこと、介護や福祉、健康づくりに関する相談に応じています。
- 介護保険や三田市の保健福祉サービスのご紹介や調整など適切なサービスや制度の利用につなげるお手伝いをします。

訪問相談もしています。



健康づくりと生きがいをづくりを応援します （介護予防事業）

- 地域のみなさまへ介護予防・健康づくりメニューを提供しています。

- *フレイル予防教室
- *いきいき百歳体操
- *介護予防教室



あなたの安心と安全を守ります （権利擁護事業）

- 成年後見制度、福祉サービス利用援助事業の紹介や消費者被害が起こった時などに関係機関につなげるお手伝いをします。
- 高齢者虐待の早期発見・把握に努め、必要に応じて関係機関と連携して対応します。



地域での暮らしを支えます （地域ケアシステムづくり）

- 誰もが暮らしやすい地域づくりを推進していくために、地域の保健専門職、福祉活動者が手を取り合い、連携のとれた支援やサービス開発を行うための仕組みづくりをしています。



●三田市地域包括支援センター

川除 675 番地 三田市総合福祉保健センター内
TEL.559-5941 FAX.559-5707
【担当地区：三田、三輪南（三輪・松が丘校区）】

●ウッディ地域包括支援センター

けやき台 1 丁目 4 番地 1 ウッディタウン市民センター内
TEL.553-1077 FAX.553-7023
【担当地区：ウッディタウン、カルチャータウン】
※第 2 火曜日休室・その週の土曜日開室

●三輪北・小野・高平地域包括支援センター

小野 1139 番地 1 特別養護老人ホームサンウエスト内
TEL.560-3080 FAX.560-3071
【担当地区：三輪北（志手原校区）、小野、高平】

●フラワー地域包括支援センター

富士が丘 5 丁目 17 番地 3 特別養護老人ホームゼフィール三田内
TEL.553-3600 FAX.553-3601
【担当地区：フラワータウン】

●藍地域包括支援センター

下相野 1460 番地 1 特別養護老人ホームさんすい園内
TEL.568-3900 FAX.568-0810
【担当地区：藍】

●広野・本庄地域包括支援センター

東山 897-2 三田温泉病院内
TEL.568-5777 FAX.568-7555
【担当地区：広野、本庄】

相談日時：月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）9 時～17 時 15 分
相談方法：来所・電話・相談者宅への訪問 ※緊急の場合は、24 時間受付します。

①緊急通報システム機器設置サービス

家庭で安心して生活できるよう、緊急通報機器を設置し、急病の際に押しボタンで通報を送り、近隣協力員の協力を得て救援されるサービスです。



利用対象者	日常生活の中で常時注意が必要なひとり暮らしの人など （心疾患・脳疾患等がある人） ※機器は写真のものから変更となる可能性があります。
費用負担	利用する世帯の生計中心者の前年分所得税が課税の場合は月額500円、非課税の場合は無料
相談窓口	各地域包括支援センター

②住宅改造費助成

要支援、要介護認定を受けておられる人が住み慣れた住宅で継続して生活が送れるよう、住宅改造に必要な経費の一部を助成します。また、改造に関する相談・助言も行っています。介護保険制度による住宅改修と併せて実施するサービスです。介護保険制度による住宅改修の手続きについて、詳しくは→P.12、17 参照

サービス内容	介護保険制度の住宅改修で支給対象となる20万円を超える工事にかかる経費に対し助成します。（介護保険制度の住宅改修初回のみ。） （注：助成限度額があります。）
利用対象者	要支援・要介護認定を受け、介護保険制度による住宅改修と併せた改造が必要な人 ・生計中心者が給与収入のみの人で、前年分の給与収入金額が800万円以下の世帯 ・生計中心者が給与収入のみ以外の人で前年分の所得金額が600万円以下の世帯
助成額	助成対象となる費用のうち、所得に応じた助成率を乗じた額
相談窓口	各地域包括支援センター

健康・生きがいづくりのためのサービス

高齢者の方々が、元気で生きがいをもって自立した生活を送っていただけるよう、応援するサービスです。

日常生活の援助が必要なときに（福祉事業）

③健康教室

健康でいきいきとした生活を送れるよう、地域住民が行う小地域のつどい、老人クラブなどの場で健康教室を開催します。

内 容	地域からの依頼を受け、介護予防や健康づくり、認知症に関する講話を行います。
費 用 負 担	無料（注：教室の内容により実費負担があります。）
相 談 窓 口	各地域包括支援センター

④高齢者つどいの広場

高齢者が気軽に参加し、楽しみながら交流できる自主活動の場を開放します。

サービス内容	開催時間内に指定する部屋を開放し、自主活動・交流の場として利用していただきます。
開催日時等	原則毎月第1～第4月曜日（月4回） ●囲碁・将棋・その他趣味やおしゃべり等自由に過ごすコーナー ●カラオケコーナー（定員あり） 10：00～12：00（受付開始は9：45～） 13：00～15：00（受付開始は12：45～） ※祝日の場合は同週の木曜日に振替えて開催します。
開催場所	三田市総合福祉保健センター 3 階（三田市川除675） 集会室
費用負担	無料
相談窓口	高齢者支援課 高齢者福祉係（市役所 本庁舎 4 階 TEL 559-5070）

⑤食生活改善支援サービス

低栄養・低体重など栄養摂取、食習慣に課題のある高齢者の栄養状態を良好に保つため、栄養士が家庭を訪問し、アドバイスを行うサービスです。

利用対象者	食習慣に課題のある 65 歳以上の人で、栄養相談の必要な方及びその家族
費用負担	無料
相談窓口	各地域包括支援センター

⑥食の自立支援サービス

栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行い、健康状態に異常が見られる場合には関係機関に連絡を行うサービスです。また、可能な限り「食事をつくる」能力を維持して健康で自立した生活を継続できるよう支援をしていきます。

サービス内容	1日1食（夕食）の配達。必要に応じた利用となります。（但し、日曜日と1/1～1/3は利用できません）
利用対象者	定期的な食事の確保や安否確認を必要とする、65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方など
費用負担	1食あたり 490円（食材料費・加工費）
相談窓口	各地域包括支援センター

在宅で介護されている方へのサービス

日常生活の援助が必要なときに（福祉事業）

⑦「介護マーク」の交付

外見的には要介護状態かどうかわかりにくい認知症の方などのトイレ利用に付き添うときなど、介護者が介護中であることを周囲に理解していただくためのものです。



内 容	「介護マーク」入りストラップの交付
利用対象者	市内に住所を有する介護の必要な高齢者や障害者等の介護者
費用負担	無料
取扱い窓口	高齢者支援課 高齢者福祉係（市役所 本庁舎4階 TEL 559-5070） ※申請者の方の身分証明ができるマイナンバーカードや運転免許証等をご提示ください。 ※「介護マーク」は市ホームページからもご自由にダウンロードできます。

⑧もの忘れ相談

認知症の早期発見、早期治療を目的として、認知症専門医によるもの忘れ相談を実施しています。

認知症は誰にでもおこりうる脳の病気です。「あれ、おかしいな。」と思ったらお気軽にご相談ください。

内 容	認知症専門医（認知症疾患医療センター兵庫中央病院医師）によるもの忘れ相談
対 象 者	市内在住で認知症に関する相談を希望する人、ご家族・関係者
日 時	毎月第1・3木曜日 ①14：00 ②14：40 ③15：20 より各30分
場 所	6/4・12/3：多世代交流館（三田市弥生が丘1-1-2 サンフラワービル2階） 9/3・3/4：ウッディタウン市民センター（三田市けやき台1-4-1） その他の日程：三田市総合福祉保健センター（三田市川除 675） ＊相談は個室でおこないます。
相 談 料	無料
申し込み窓口	三田市地域包括支援センター 各相談日の1週間前までに電話で要予約 TEL 559-5941 FAX 559-5707

⑨タッチde脳の健康チェック

日々の暮らしを元気に健やかに送るためには、体の健康と同じくらい脳の健康を意識する必要があります。まずは目に見えない「脳の健康チェック」から始めてみませんか？

内 容	タブレットをタッチして脳の健康状態を測ります。（ご自身のスマートフォンやタブレットを使用することも可能です。）
対 象 者	三田市在住で40歳以上の人
日 時	日時：奇数月の第4火曜日（9月のみ第5週に実施） ①9:30～ ②10:00～ ③10:30～ ④11:00～ ⑤11:30～ ⑥12:00～
場 所	三田市総合福祉保健センター（三田市川除 675）
費 用	無料（ご自身のスマートフォン等を使用した場合、通信料が発生します。）
申し込み窓口	三田市地域包括支援センター TEL 559-5941 FAX 559-5707

在宅で介護されている方へのサービス

日常生活の援助が必要なときに（福祉事業）

寝たきりや認知症の高齢者を介護されている介護者の方を支援するサービスです。



日常生活の援助が必要なときに（福祉事業）

⑩家族介護用品支給

寝たきりや認知症の高齢者を介護している世帯に対して、家庭介護用品（紙おむつ等）の現物支給を行います。

サービス内容	1ヵ月あたり月額 6,250円を限度に、紙おむつ等を宅配します。
利用対象者	寝たきりや認知症により、常時おむつを必要とする要介護 4、5 の認定を持つ在宅（サ高住・有料老人ホーム等を除く）の高齢者等を同居で介護している世帯で、かつ同居家族全員が住民税非課税の世帯
相談窓口	各地域包括支援センター

⑪GPS端末貸与サービス

認知症等で行方不明になる恐れのある高齢者の家族に対して、小型の GPS 端末を貸与し行方不明発生時の早期発見と事故防止を図ると共に、家族が安心して介護できる環境を支援するサービスです。



サービス内容	●GPS端末を貸与します。 ●対象の高齢者が持つ端末が発する電波により、家族がアプリを通じてお持ちのスマートフォンで居場所を探ることができます。
利用対象者	下記の要件すべてに該当する人が対象となります。 ・三田市在住の介護保険被保険者で、在宅で介護を受けている人 ・三田市で要介護・要支援認定を受けている人 ・認知症により帰宅困難となる恐れのある人
費用負担	無償貸与 ※故障・紛失等による再登録の費用は自己負担
申し込み窓口	申請の際は以下のものをご用意いただき、高齢者支援課 高齢者福祉係（市役所 本庁舎 4 階 TEL 559-5070）にお越しください。 ① 申請者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード・運転免許証等） ② GPS 端末を持つ高齢者の介護保険被保険者証、顔写真・全身写真 ※申請後、概ね10日以内にGPS端末を業者より郵送します。 ★市ホームページからも申請が可能です。



⑫高齢者等 SOS ネットワーク

メール配信システムを利用して、認知症等で行方不明となった方の情報をメール受信登録者へ提供し、地域の協力を得て早期発見を目指す取り組みです。

内 容	①「事前登録」により、認知症等で行方不明となる恐れのある方を把握します。 ※事前登録は高齢者支援課 高齢者福祉係窓口（市役所 本庁舎 4 階）もしくは市ホームページ ②行方不明事案が発生した場合、メール配信により目撃情報を募り、早期発見につなげます。（※事前登録をしていない人も利用できます。） ※メール配信は、行方不明者届の提出と同時に三田警察署で依頼できます。
募 集	配信メールで行方不明者の情報を受け取り、情報提供にご協力いただく「メール受信登録者」を募集しています。
受信登録方法	右の QR コードを読み取り、さんだ防災・防犯メールのホームページ上で登録の手続きをしてください。（QR コードが利用できない場合は、sanda@bosai.net に空メールを送信すると登録用のメールが届きます。）



⑬認知症個人賠償責任保険

認知症の人が日常生活で他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりなどして、本人やその家族が法律上の損害賠償責任を負った場合に、被害者に支払う補償金額を補償するための保険です。

利用対象者	下記の要件すべてに該当する人が対象となります。 ・三田市に住民票がある40歳以上の人 ・自宅で生活している認知症の人（有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホームの入居者を除く） ・要支援・要介護認定を受けている人（申請中を含む） ・⑪GPS端末貸与サービス利用者または⑫三田市高齢者等SOSネットワーク事前登録者
保 険 料	無料（市が全額を負担します）
補 償 内 容	個人賠償保険金 最大1億円 被害者が死亡した場合の見舞金 15万円
申し込み窓口	高齢者支援課 高齢者福祉係（市役所 本庁舎4階 TEL 559-5070）



⑭避難行動要支援者支援制度

災害時の避難行動で特に支援を要する人々がどこにおられて、どんな支援が必要かという情報を本人の同意の上で地域内で共有し、災害時などに地域の中で支援が受けられるようにするための制度です。

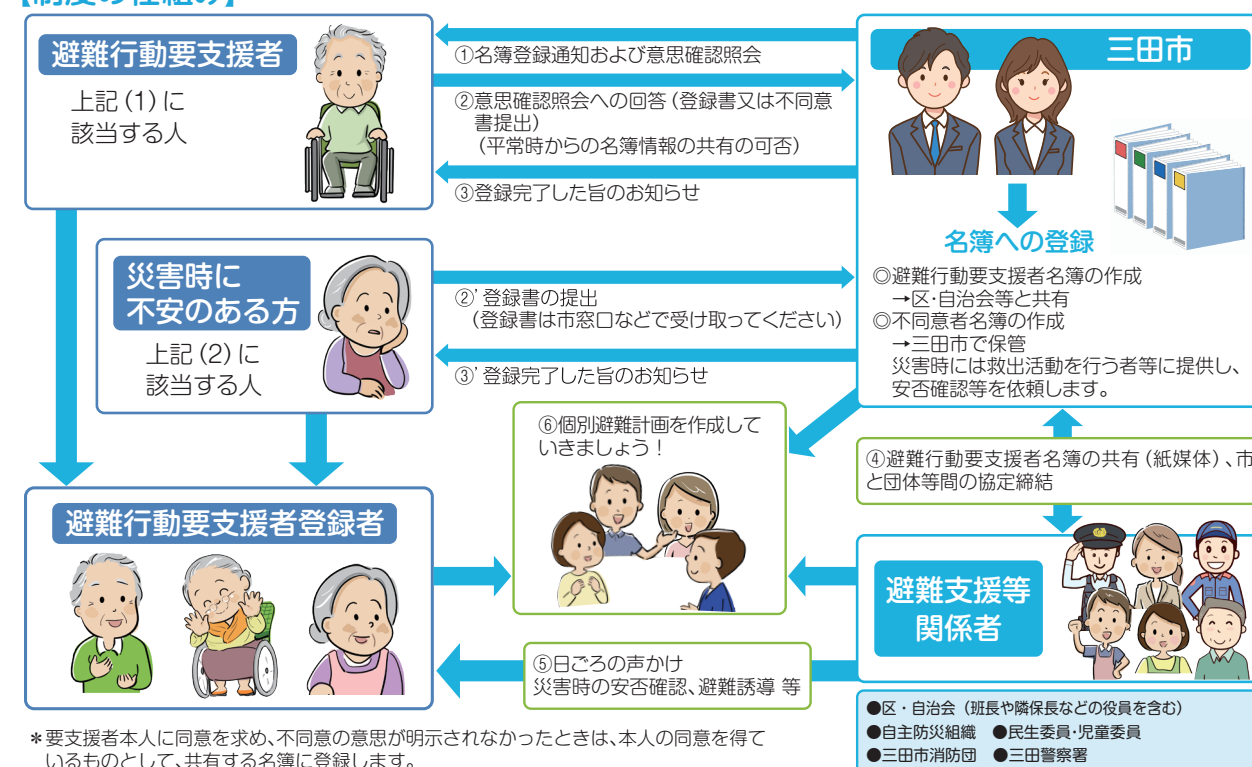
【登録対象者】（施設入所、長期入院の方は除きます）

(1) 市が定める範囲に該当する人

- ・要介護 2～5 の認定を受けている人
- ・要支援 1～2 又は要介護 1 で、認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅡ～ M 判定を受けている人
- ・要支援 1～2 又は要介護 1 で、障害高齢者の日常生活自立度ランク B～C 判定を受けている人
- ・身体障害者手帳を所持する人のうち、下記に該当する人
 - (ア) 視覚障害 1～4 級
 - (イ) 聴覚障害 2・3 級
 - (ウ) 平衡機能障害 全ての等級
 - (エ) 肢体不自由 上肢 1・2 級
 - (オ) 肢体不自由 下肢 全ての等級
 - (カ) 肢体不自由 体幹 全ての等級
 - (キ) 肢体不自由 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
 - 1) 上肢機能 1・2 級
 - 2) 移動機能 全ての等級
- ・療育手帳 A 判定、B (1) 判定を所持する人
- ・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する人で単身世帯の人

(2) 任意登録者

【制度の仕組み】



【相談窓口】 危機管理課（市役所 本庁舎 3 階 TEL 079-559-5057）

⑮高齢者に対する運賃助成

サービス内容	高齢者（70才以上）の人に、社会参加や健康づくり、生きがいづくり等外出の機会を多く持っていただくために、交通機関の運賃助成を行います。						
利用できる公共交通機関	①神姫バス、ウイング神姫、阪神バス ②神戸電鉄 ③タクシー（指定事業者）						
利用対象	3月31日時点において70歳以上の人かつ4月1日現在、三田市内に住所を有する人						
助成の内容	バス、神戸電鉄、タクシーで使える500円割引証を15枚交付します。 ＜利用方法＞ ○バス特別乗車券セット・神戸電鉄福祉乗車券セット（各3,000円）を割引証3枚と1,500円の自己負担で購入できます。 ○神姫バス株式会社発行のNicoPa（ニコパ）カードに、割引証1枚と500円の自己負担で1,000円分のチャージができます。（チャージは1,000円単位です。） ○三田市内を発着するタクシーで、利用料金に応じた割引証の使用により運賃が割引されます。 （使用できる割引証の枚数） <table border="1"> <tr> <td>初乗りから1,999円の場合</td><td>1枚</td></tr> <tr> <td>2,000円から2,999円の場合</td><td>2枚</td></tr> <tr> <td>3,000円以上の場合</td><td>3枚</td></tr> </table> 差額は自己負担	初乗りから1,999円の場合	1枚	2,000円から2,999円の場合	2枚	3,000円以上の場合	3枚
初乗りから1,999円の場合	1枚						
2,000円から2,999円の場合	2枚						
3,000円以上の場合	3枚						
乗車券の種類	●バス特別乗車券 ⇒ 1冊3,000円で販売 100円券・50円券・10円券を合計3,300円分セットした乗車券 ●神戸電鉄福祉乗車券 ⇒ 1セット3,000円で販売 次の4種類から選べます ・210円区間乗車券 15枚（3,150円分） ・270円区間乗車券 11枚と210円乗車券1枚（3,180円分） ・340円区間乗車券 9枚（3,060円分） ・390円区間乗車券 8枚（3,120円分）						
利用窓口	●バス特別乗車券の購入・NicoPaカードへのチャージ ・神姫バス三田駅前案内所 ・神姫バス新三田駅前案内所 ・神姫バスイオンモール神戸北案内所 ●神戸電鉄福祉乗車券の購入 ・神戸電鉄三田駅窓口 ・神戸電鉄横山駅窓口 ●タクシーの利用（割引証を直接利用） 【一般タクシー】市内3社 【介護・福祉タクシー】41社（R8.1.31現在） ●バス特別乗車券・神戸電鉄福祉乗車券の購入 ・三田市役所交通政策課 ・三田市総合福祉保健センター（2階健康増進課） ・さんだ市民センター、フラワータウン市民センター、ウッディタウン市民センター、広野市民センター、藍市民センター、高平ふるさと交流センター、有馬富士共生センター、ふれあいと創造の里						
相談窓口	交通政策課 交通調整係（市役所 本庁舎5階 TEL 079-559-5058）						

1 健康診査

各種健（検）診の詳細につきましては、市ホームページをご覧ください。下記の健診予約専用ダイヤルまでお問い合わせいただきますようよろしくお願いいたします。

健康づくりに活用しましょう（保健事業）

⑩特別障害者手当

- 特別障害者手当は国の制度で、精神又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする人に支給します。
- 支給要件は以下の①から③の要件を満たす人です。
 - ①日常生活で常時特別な介護を必要とする人
 - ②在宅（自宅又はグループホーム等）で生活している人
 - ③20歳以上の人
- 具体的には、身体障害者手帳1級・2級程度の障害が重複している場合又はそれと同等の疾病や障害のある人が対象です。認知症の人の場合は、日常生活における動作や行動が自力では困難で、常時特別な介護が必要な状態である場合、申請の対象となります。
- 手当の支給額は月額30,450円（2026年度）です。支払時期は、毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分までを支給します。
- 本人や同居する家族の所得が一定額を超えると手当の支給が停止されます。また、本人が施設入所や継続して3月を超えて入院した場合は、手当の受給資格を失います。

申請手続き

- 申請は、障害福祉課（TEL559-5075）が担当窓口です。支給要件に該当するかどうかについては、確認が必要です。
- 申請に当たっては、特別障害者手当認定請求書のほかに、診断書などが必要となりますので、事前に担当窓口で確認してください。

⑪高齢期移行助成制度

健康保険が適用される医療費について、自己負担金の一部を助成し、費用負担を軽減するための制度です。

対 象 者	住民税が非課税の世帯※1に属し、本人の年金収入※2と他の所得※3を加えた額が80万9千円以下※4の65歳から70歳未満の方※5																	
	※1 住民票上同じ世帯の方全員が住民税非課税であることが条件です。 ※2 手取の額ではなく保険料や税金等が引かれる前の金額です。 ※3 給与所得がある場合は給与所得額から10万円を控除して計算します。 ※4 制度改正により額が変わることがあります。 ※5 所得によっては要介護2以上の認定が必要となります。																	
自 己 負 担	<table><tr><th>負担区分</th><th>負担割合</th><th colspan="2">自己負担限度額／月</th></tr><tr><th></th><th></th><th>外来</th><th>外来+入院</th></tr><tr><td>区分Ⅱ※6</td><td rowspan="2">2割</td><td>12,000円</td><td>35,400円</td></tr><tr><td>区分Ⅰ※7</td><td>8,000円</td><td>15,000円</td></tr></table>	負担区分	負担割合	自己負担限度額／月				外来	外来+入院	区分Ⅱ※6	2割	12,000円	35,400円	区分Ⅰ※7	8,000円	15,000円		
負担区分	負担割合	自己負担限度額／月																
		外来	外来+入院															
区分Ⅱ※6	2割	12,000円	35,400円															
区分Ⅰ※7		8,000円	15,000円															
	※6 要介護2以上の認定が必要です。 ※7 住民税が非課税の世帯で、世帯全員の所得（年金は年金収入から80万9千円を控除した額、給与所得がある場合は給与所得額から10万円を控除した額）が0円。																	
相 談 窓 口	助成制度を利用するには申請が必要です。詳しくは、国保医療課（市役所 本庁舎1階 TEL 559-5050）にご相談ください。																	

基本健康診査

（5月～翌年2月末の間で集団健診と個別健診のどちらかで一度受診することができます。）

	集 団 健 診			個 別 健 診		
	30歳代 基本健診	※特定健診 (三田市国保加入者)	後期高齢者 基本健診	30歳代 基本健診	※特定健診 (三田市国保加入者)	後期高齢者 基本健診
対 象	30～39歳 (他で受診機会のない方)	40～74歳	65歳以上で後期 高齢医療受給資 格のある方	30～39歳 (他で受診機会のない方)	40～74歳	65歳以上で後期 高齢医療受給資 格のある方
自 己 負 担	1,500円	無 料		1,500円	無 料	
実 施 場 所	総合福祉保健センター他 8 会場			市内実施医療機関		

※40～74歳の方で社会保険等にご加入の場合は、ご加入の医療保険者にお問い合わせください。

各種健（検）診一覧

※年齢は令和9年3月31日時点

（75歳以上は無料）

健（検）診名	集団	個別	内容	受診年齢	自己負担
肺がん検診	●		胸部のレントゲン撮影	30歳以上 ※65歳以上は結核健診を含みます。	300円
胃がん検診	●		胃部のレントゲン撮影（バリウム）	35歳以上	1,000円
胃の健康度チェック（ABC 検診）	●		血液検査（ヘリコバクターピロリ抗体検査・ペプシノゲン検査）	30歳以上	2,000円
大腸がん検診 ※1	●		便の潜血検査（2日法）	40歳以上	600円
前立腺がん検診	●	●	血液検査（PSA 検査）	50歳以上の男性	1,000円 ※個別健診で受診の場合、原則特定・基本健診との同時受診
子宮頸がん検診	●	●	視診・内診・子宮頸部細胞診	20歳以上の女性	1,500円
乳がん検診（マンモグラフィ）	●	●	マンモグラフィ検査	40歳以上の女性	2,000円（40歳代） 1,500円（50歳以上）
乳房超音波（エコー）検査	●		乳房超音波（エコー）検査	20歳以上の女性 ※40歳以上は原則マンモグラフィとの同時受診のみ可	3,700円
骨粗しょう症検診	●		かかとの骨の骨密度測定（超音波）	30歳以上の女性 75歳以上の男性	1,200円
肝炎ウイルス検診	●	●	血液検査（HCV 抗体・HBS 抗原検査）	40歳以上 ※過去に受診された人は対象外です	1,100円 ※41歳～71歳の5歳刻み年齢の人は無料
歯科口腔健診		●	問診・お口の健康（むし歯や歯ぐきの状態など）のチェック	20歳～100歳の5歳刻みの年齢の人+妊婦	500円 ※20歳は無料

※1 令和8年度から、便を郵送することで検査が受けられる大腸がん検診を開始します。詳細は右記の市ホームページをご確認ください。

※集団…総合福祉保健センター等で行う集団健診 個別…市内医療機関で行う個別健診
※子宮頸がん検診及び乳がん検診（マンモグラフィ）のみ神戸市内医療機関でも受診可能



問い合わせ窓口：健康増進課（三田市総合福祉保健センター内2階）
健診予約専用ダイヤル：TEL 559-8400（受付時間：平日9時～17時）FAX 559-5705

※市民税非課税世帯・生活保護世帯の方は、健康増進課への事前申請により無料。（申請後の審査に2週間程度かかります。）

2 健康相談



保健師・栄養士等が健康相談を行っています。

健康づくりに活用しましょう（保健事業）

健康づくり相談会 「血糖値が高めと言われたけど、食事はどうしたらいいの？」「健診結果の見方が知りたい」「歯のケアについて知りたい」など、からだや健康について気になることはありませんか？保健師・栄養士・歯科衛生士が、あなたの健康を見つめなおすお手伝いをします。また、禁煙チャレンジ相談も行っています。

	健康相談	禁煙チャレンジ相談
対 象 者	成人で健康に関する相談のある人 ※要予約	禁煙を希望する人 ※要予約
内 容	保健師・栄養士・歯科衛生士による健康や食事の工夫・歯周病やお口の衰えの相談 ※健診を受診された場合は、健診結果をご持参ください。	保健師による禁煙相談、希望者への個別禁煙支援など
費 用	無料	無料

相談窓口：健康増進課（三田市総合福祉保健センター内 2 階）TEL 559-6155 FAX 559-5705

元気で長生きのカギは「フレイル予防」

フレイルとは

フレイルとは、健康な状態と要介護状態の間の心身の活力が低下した虚弱の状態を指します。

フレイルに早期に気づき、予防に取り組むことで、健康で過ごしていた状態に戻ることもできます。元気で長生きのカギは、「フレイル予防」です！



フレイル予防のポイント

食べる

低栄養予防
・口腔ケア

動く

運動・筋トレ
・身体活動など

つながる

社会参加・地域交流
・外出など

フレイル予防の3本柱

3本柱は、互いに影響し、良い連鎖が生まれます。今できることから始めてみましょう！

かかりつけを持ちましょう

「かかりつけ」の医師・歯科医師・薬局は、日頃の状態を把握し、健康管理をサポートしてくれます。早くから体調の変化に気づき、病気やフレイルの予防・治療が可能です。

3 定期予防接種

予防接種法により、本人の希望に基づき、下記の予防接種を一部公費負担で受けられます。

健康づくりに活用しましょう（保健事業）

定期予防接種 令和7年度より带状疱疹定期予防接種を開始しています。対象者は該当年度内に65歳になる人ですが、令和7年度から令和11年度までを経過措置期間として、5歳刻み節目年齢の対象者に順次個別通知します。接種が受けられるのは対象年齢に該当する1年間のみです。ご注意ください。

予防接種	高齢者インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症	高齢者肺炎球菌（20 価）	帯 状 疱 疹
対 象 者	三田市民で、下記①または②にあてはまる人 ①65歳以上の人（接種日当日） ②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人（身体障害者手帳 1 級相当の人）	三田市民で、過去に肺炎球菌ワクチンの接種歴がない、下記の①または②にあてはまる人 ①65歳の人（接種日当日）	三田市民で、過去に带状疱疹ワクチンの接種歴がない、下記の①または②にあてはまる人 ①令和8年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人 ②60歳以上65歳未満の人で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人（身体障害者手帳 1 級相当の人）
回 数	毎年度各 1 回	1 回 ※接種歴のある人は対象外	生ワクチン：1回接種 不活化ワクチン：2 か月以上の間隔をあけて 2 回接種
期 間	10月～翌年 1 月頃 ※予定	65歳になる前日～66歳になる前日までの 1 年間	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日
費 用	※市広報誌(10月号)に掲載 予定	5,500円	生ワクチン：4,000円/回 不活化ワクチン：11,000円/回×2
場 所	市内の実施医療機関 ※市外の医療機関で接種を希望する場合は、事前に「予防接種依頼書」の発行手続きが必要です。「予防接種依頼書」を持参せず接種を受けた場合には、任意接種となります。必ず事前に下記まで申請してください。 ※県外、及び県内の広域予防接種協力医療機関以外での接種の場合には、上記の費用とは異なり、全額自己負担の後、償還払い（上限額あり）となります。		
持 ち 物	・三田市民であること、対象年齢であることが確認できるもの（マイナンバーカード、介護保険被保険者証、運転免許証等） ・対象者の②に該当する人は、身体障害者手帳の写し等 ・接種費用（生活保護世帯の人は、生活保護受給証明書） ・予防接種予診票兼接種券 高齢者インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症：実施医療機関で配布 高齢者肺炎球菌（20価）、带状疱疹：対象者に個別送付		

相談窓口：健康増進課（三田市総合福祉保健センター内 2 階）TEL 559-6155 FAX 559-5705

権利擁護に関する相談



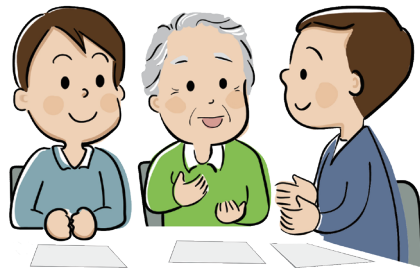
地域生活において、判断能力の低下や孤立などにより、生きづらさを抱える人に権利擁護支援（人としての権利を行使することの支援）と支援体制づくりを行います。

① 権利擁護相談

どこにも相談できなくて問題を抱えている
たくさんの困りごとがあってどこから解決していいのかわからない
いろいろなことが判断できなくなってきた困っている など

誰もが 自分らしく生活できるように…

- ◆まずゆっくりとご相談をお聞きします。
- ◆お困りごとの内容や今後の希望をお聞きし、適切なところにご案内します。
- ◆いろいろな職種（福祉職、法律職、医療職等）の協力が必要な場合は、チームを組んで解決を目指します。
- ◆成年後見制度についての相談もお聞きします。また、必要に応じて手続きの支援もします。
- ◆専門職（社会福祉士など）を配置しており、プライバシーは厳守します。



② 福祉の法律相談会

成年後見制度をはじめ、債務整理、相続、遺言、虐待に関することなどを法律職に相談できる機会を設けています。

相 談 日	相 談 員
第1木曜日 13：15～16：00	弁 護 士
第3木曜日 13：15～16：00	司 法 書 士

※相談は無料（7日前までに要予約）。1回あたり45分までの相談となります。
相談日が祝祭日の場合は休みです。
※職員（社会福祉士等）が事前に相談内容をお聞きし同席します。

③ 日常生活自立支援事業

在宅生活されている判断能力に不安のある人が、地域で自立した生活が送れるよう、必要な相談や手続き、日常の金銭管理などのお手伝いをします。

対 象	・判断能力に不安のある高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など
内 容	・福祉サービスの利用方法や手続きに関する相談、利用料の支払い ・預貯金の払い戻しや預入れ、公共料金の支払い ・郵便物、通知物の確認や、必要に応じて手続きの支援 ・預貯金通帳（50万円程度まで）、金融機関の届出印、大切な書類（年金証書等）の預かり
利 用 料	1回1,400円（住民税非課税の方は1回700円、生活保護を受けておられる人は無料）
保 管 料	1か月600円（住民税非課税の方は1か月300円、生活保護を受けておられる人は無料）

④ 出張ふくし教室（権利擁護）

地域で自分らしく安心して生活するために成年後見制度などの制度説明や権利擁護についてお話しします。

対 象	三田市にお住まい、お勤めの人で5人以上のグループ
そ の 他	日時、内容についてはご相談ください。会場はご準備ください。

①～④に関する問い合わせ窓口

三田市社会福祉協議会 相談支援係
（三田市総合福祉保健センター内1階）

電話：079-550-9004 FAX：079-559-5704

※三田市権利擁護・成年後見支援センターを運営しています。（市受託事業）